



▲シンボルマーク『はなまる』

おかげさまで鳥栖市は 市制施行70周年

問い合わせ 総合政策課 ☎0942-85-3511

記事ID 0060843

市長コラム

市制施行 70周年に寄せて

本市は、令和6年4月1日に市制施行70周年の節目を迎えます。この節目を迎えられることに感謝するとともに、市民の皆さまと共に祝いできることを大変うれしく思います。

本市は、多くの人を選ばれる都市として成長してきました。市制施行時の総人口は4万176人でしたが、現在では7万4000人を超えています。令和2年国勢調査では本市の人口増加率は県内1位となっており、地方で人口減少が進む中にあっても、今後も人口増加が見込まれてい

ます。さまざまな角度から全国の自治体の住みよさを評価したランキングなどにおいても、本市は九州内で常に上位にランクインしており、これからも選ばれ続けるために、より一層の飛躍を目指してまいります。

この70年間、九州随一の地理的優位性を最大限に生かした企業誘致が、本市の発展をリードしてきました。昭和38年分譲開始の轟木工業団地に始まり、近年の新産業集積エリア鳥栖に至るまで、分譲された7つの産業団地は盛況のもとに完売し、市内誘致企業も200社を超えています。現在は、新たな産業団地『(仮称)サザン鳥栖クロスパーク』の整備に向けて走り出したところであり、これからのさらなる発展につなげてまいります。

スポーツ・文化の面においても、本市には独自の魅力があります。スポーツでは、サガン鳥栖と久光スプリングスという、国内トップリーグで活躍する2つのプロスポーツチームを擁しています。昨年完成した久光スプリングスの新たな練習拠点であるサロンプラス[®]アリーナは、選手のみならず、市民の皆さまにも利用されており、駅前不動産スタジアムと共に『スポーツのまち 鳥栖』をさらに輝かせてくれる新たなシンボルとして親しまれています。文化の面でも、本市の地理的優位性が素晴らしい文化・芸術に触れる機会をつく

り出しています。九州における交通結節点である好立地から、著名なアーティストのコンサートや舞台が九州で唯一、本市のみで開催されることも珍しくありません。令和6年度は『はなまる・つなぐ鳥栖』をテーマに、さまざまな70周年記念事業を実施してまいります。このテーマは、70周年の『はなまる』、ポジティブなイメージで親しみやすい『はなまる』という言葉を用いるとともに、時間的なつながりだけではなく、九州における交通結節点として、人・モノ・文化など、さまざまな事柄を『つなぐ』役割を担ってきた鳥栖市の特長を表しています。

記念事業を通じて、市民の皆さまと共に、これまでの鳥栖市をつくり上げてきた先人たちへ思いをはせ、これからの鳥栖市の未来を魅力的なものに飛躍させるきっかけになるよう取り組んでまいります。そして、鳥栖市に関わる全ての人々と共に、この節目を楽しみながら祝い、改めてこのまちを愛し誇る気持ちを感じてもらえることを期待しています。

鳥栖市長

むかいかど
向門

よしひこ
慶人



「記事ID」をご利用ください

市ホームページの記事ID検索窓に、市報に掲載しているIDを入力することで情報を確認できます。

市報とす5月号から70周年記念特集開始!(全7回)

市制施行70周年という節目にあたり、市民の皆さまと共に、これまでの70年間の歩みを振り返り、まちの魅力を見つめ直すきっかけになるように、市報とす5月号から全7回にわたって、10年ごとに鳥栖市の歴史を紹介いたします。当時のことを思い出し、懐かしく感じることもあれば「こんなことがあったんだ!」と新たな発見もあるかもしれません。来月号から始まる特集記事を、ぜひお楽しみください。

鳥栖市内の心揺さぶる風景写真を募集します!

記事ID 0075305

市制施行70周年を契機として、市の新たな魅力を発見し地域への愛着を深めてもらうとともに、市の魅力を市内外に発信するため、市内で撮影された心揺さぶる風景写真を募集します!いつの時代の写真でも大歓迎です!集まった写真は、さまざまな70周年記念事業で活用します。あなたしか知らない鳥栖市を教えてください♪

●応募テーマ 『鳥栖市内の心揺さぶる風景』

市内の名所や何気ない日常の1コマなど、あなたの心が揺り動かされた瞬間を切り取った市内の風景写真を募集します。携帯電話の中や家に眠っている写真も大歓迎です!



●応募期間 3月11日(月)~5月10日(金)

●応募条件

- ・応募者本人が撮影したものであること
- ・市内で撮影した写真であること(時期は問いません)
- ・人もしくは人の財産が写っている場合は、その人や関係者の同意を得た写真であること※同意が得られていない人の顔などが判別できる写真は掲載できません
- ・次の①~④に当てはまらないこと



- ①公序良俗に反するもの、その他法令に違反するとみなされるもの
- ②大幅な加工処理が行われているもの
- ③著作権や肖像権など、第三者の権利を侵害するものおよびその恐れがあるもの
- ④その他、市が不適と判断したもの

●写真の利用 提供いただいた写真は、6月2日(日)に市民文化会館で開催する鳥栖市市制施行70周年記念式典での展示や事例紹介で使用する他、市民文化会館での公演や70周年記念誌への掲載など、鳥栖市市制施行70周年記念事業で広く活用します。その他、市の広報に活用する場合があります



●注意事項

- ・写真の著作権は本人に帰属しますが、応募者は、広報などのために市が写真を使用することを認めることとします
 - ・応募者は、市が写真を無償で使用すること、使用時にサイズ変更やトリミングを行うことを認めることとします
 - ・写真に関する肖像権や著作権など、第三者の権利の侵害などに係るトラブルについて、市は一切の責任を負いません
 - ・写真を公開する際は、提供者の氏名(ペンネーム)を記載します
- ※匿名を希望する場合は、応募時にその旨を記載してください

●応募方法 市ホームページの応募フォームもしくは市公式SNS(Instagram、X、Facebook)をフォローし、ハッシュタグ『#鳥栖市70周年』を付けて投稿(投稿の際は撮影年月、撮影場所、写真の簡単な説明を記載してください)。現像した写真の場合、総合政策課窓口(市役所2階/8時30分~17時15分※土・日曜日、祝日は除く)へ持参してください。詳しくは市ホームページをご覧ください



市ホームページ